



## 平成 28 年度 地域別最低賃金改定額（答申）

厚生労働省は、全国の地方最低賃金審議会が、平成 28 年 8 月 23 日までに答申した平成 28 年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめました。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10 月 1 日から中旬までに順次発効される予定です。

- ・全国加重平均額 **25 円の引上げ**  
平成 14 年度以降、最大の引上げ（昨年度は 18 円）
- ・最高額（東京都 932 円）と  
最低額（宮崎県等 2 県 714 円）の比率は **76.6%**

平成28年度地域別最低賃金時間額答申状況

単位(円)

都道府県名	H27年度	引上額	H28年度 答申	発効 予定年月日	都道府県名	H27年度	引上額	H28年度 答申	発効 予定年月日
北海道	(764)	22	786	H28.10.1	滋 賀	(764)	24	788	H28.10.6
青 森	(695)	21	716	H28.10.20	京 都	(807)	24	831	H28.10.2
岩 手	(695)	21	716	H28.10.5	大 阪	(858)	25	883	H28.10.1
宮 城	(726)	22	748	H28.10.5	兵 庫	(794)	25	819	H28.10.1
秋 田	(695)	21	716	H28.10.6	奈 良	(740)	22	762	H28.10.6
山 形	(696)	21	717	H28.10.6	和歌山	(731)	22	753	H28.10.1
福 島	(705)	21	726	H28.10.1	鳥 取	(693)	22	715	H28.10.12
茨 城	(747)	24	771	H28.10.1	島 根	(696)	22	718	H28.10.1
栃 木	(751)	24	775	H28.10.1	岡 山	(735)	22	757	H28.10.1
群 馬	(737)	22	759	H28.10.5	広 島	(769)	24	793	H28.10.1
埼 玉	(820)	25	845	H28.10.1	山 口	(731)	22	753	H28.10.1
千 葉	(817)	25	842	H28.10.1	徳 島	(695)	21	716	H28.10.1
東 京	(907)	25	932	H28.10.1	香 川	(719)	23	742	H28.10.1
神奈川	(905)	25	930	H28.10.1	愛 媛	(696)	21	717	H28.10.1
新 潟	(731)	22	753	H28.10.1	高 知	(693)	22	715	H28.10.13
富 山	(746)	24	770	H28.10.1	福 岡	(743)	22	765	H28.10.1
石 川	(735)	22	757	H28.10.1	佐 賀	(694)	21	715	H28.10.2
福 井	(732)	22	754	H28.10.1	長 崎	(694)	21	715	H28.10.6
山 梨	(737)	22	759	H28.10.1	熊 本	(694)	21	715	H28.10.1
長 野	(746)	24	770	H28.10.1	大 分	(694)	21	715	H28.10.1
岐 阜	(754)	22	776	H28.10.1	宮 崎	(693)	21	714	H28.10.1
静 岡	(783)	24	807	H28.10.5	鹿 児 島	(694)	21	715	H28.10.1
愛 知	(820)	25	845	H28.10.1	沖 縄	(693)	21	714	H28.10.1
三 重	(771)	24	795	H28.10.1	全国加重平均	(798)	25	823	

# SATO'S NEWS LETTER

2016 年 9 月号  
(No.83)

## CONTENTS

- 平成 28 年度 地域別最低賃金改定額（答申）……………P.1
- 助成金情報……………P.2
- 従業員選択制確定拠出年金（401k）……………P.3
- セミナー案内……………P.4

## 9 月の社会保険労務と税務

12 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

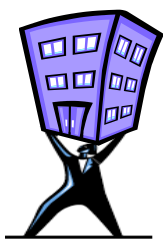
30 日

- 健康保険・厚生年金の保険料納付
- 外国人雇用状況の届け出

公式 Facebook ページ開設



いいね！



## キャリア形成促進助成金・ セルフキャリアドック制度の導入

従業員の能力の向上の為に、キャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングを定期的に提供する制度を導入・実施した場合、助成金を受給することが出来ます。

### 【支給要件】

- ① キャリアコンサルティングは従業員とキャリアコンサルタントが個別に面談する方法で行う必要があります。
- ② キャリアコンサルティングの費用は全額会社負担です。
- ③ 全ての従業員を対象として、就業規則に制度の明記が必要です。
- ④ キャリアコンサルティングはジョブ・カードを活用して実施します。
- ⑤ 企業全体の雇用する被保険者数に応じて、最低実施人数が定められています。

### 【助成金を受けるための条件4つ】

- ☑ **正社員**（もしくは無期契約社員）が **1名**以上いる
- ☑ **雇用保険、社会保険**に加入している  
※社保加入義務のない事業主は雇用保険のみでOK
- ☑ 半年以内に**会社都合の退職者**がいない
- ☑ 残業代未払などの**労務違反**を犯していない

この4つを満たす  
事業主なら使えます



### 【受給金額】

**中小企業 50万円 大企業 25万円**

### 【セルフキャリアドック制度を導入する事のメリット】

従業員が自らキャリアプランを考える事により、主体的に仕事や職業能力の開発に取り組もうとする意識を高める事ができます。また、新たに雇い入れた従業員の定着支援や育児休業者の復帰を円滑にする事もできます。助成金によりキャリアコンサルティング実施に要する費用の負担を軽減できますので従業員能力向上のため是非ご検討ください！！

### 【キャリアコンサルティングを実施するタイミング例】

- 《パターン1》一定間隔に定期実施・・・毎年12月に実施など
- 《パターン2》人事異動などに併せて実施・・・本人希望など
- 《パターン3》キャリアの節目の時期などに実施・・・40歳前後に実施など
- 《パターン4》休業などと併せて実施・・・育児休業、介護休業などの前後
- 《パターン5》教育訓練などと併せて実施・・・教育訓練の前後に実施

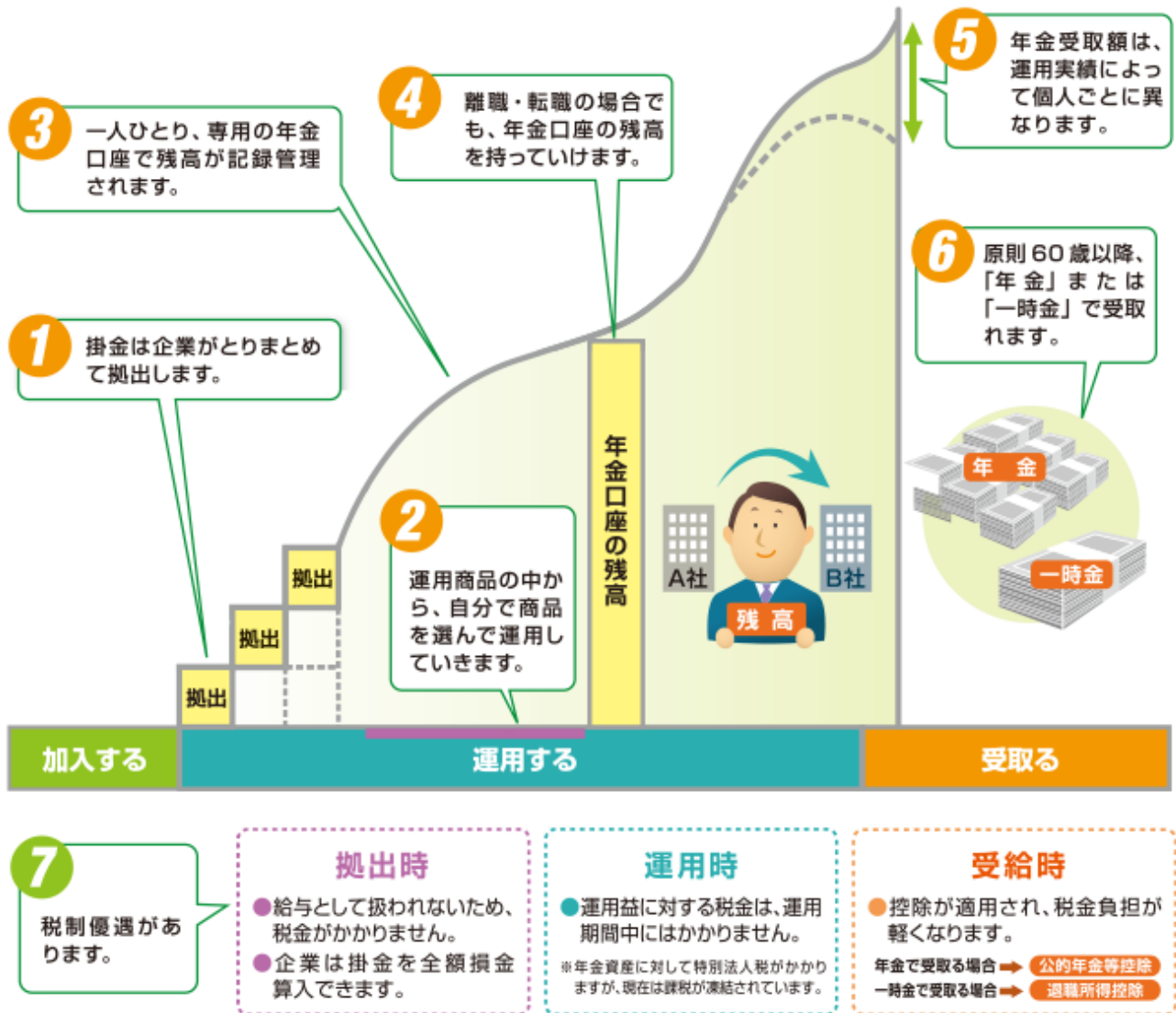
※他にも細かい要件がございますので、詳しくはサトーまで。

～ 従業員選択制確定拠出年金（401k）プランのご紹介～

1. 確定拠出年金（日本版401k）の仕組み

社会保険料削減と福利厚生制度の両立が可能な制度をご存知ですか？制度導入が従業員満足度を高め、モチベーション向上はお客様満足度を高めます。採用場面でも優秀な人材を確保する強力なツールとしての効果が見込まれます。

確定拠出年金制度のしくみ **7つのポイント**



2. 「選択制401kプラン」の特徴

<p><b>特徴 1</b> <b>目に見える企業年金制度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員は常に個人の年金資産の残高や運用状況を把握でき、制度の仕組みを実感できます。</li> <li>・福利厚生制度を充実させることは、従業員の定着化、優れた人材の確保につながります。</li> </ul>	<p><b>特徴 2</b> <b>安定した制度の運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定拠出年金では、積立不足が発生せず、追加掛金の払込みの必要がありません。</li> <li>・複雑な数理計算事務、会計上の債務認識が不要となります。</li> </ul>	<p><b>特徴 3</b> <b>年金資産のポータビリティ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金基金や確定給付企業年金の後継制度として、従業員さまの老後生活資金の形成を行います。</li> <li>・会社を辞めても年金資産を持ち運ぶことができます。</li> </ul>
---	--	--

最低 **2名様**からの引受

- 役員、従業員のための退職年金制度です。
- 原則60歳で受給権を取得し、一時金もしくは年金で受け取ります。
- 会社が負担した掛け金は全額損金の対象となります。



## セミナー案内

経営に役立つ  
マーケットが広がる

主催：一般社団法人政経倶楽部連合会 広島支部

共催：一般社団法人企業成長戦略支援センター

## 第3回戦略的経営セミナー開催のお知らせ

事業をさらに大きく展開し、社会の為、日本の為に貢献して行きたいという経営者、次世代経営者候補の方々のために、シリーズで行う戦略的経営セミナーを企画しました。このシリーズでは、これからの時代どう経営のかじ取りをしていけばいいか、複数の講師が分かり易く解説します。1回目から3回目は徳永講師が、今知っておかなければならないWebマーケティングについて10年先まで見通して、その要旨をお話します。

日時：平成28年10月5日(水) 18:30~20:30

場所：社会保険労務士法人 サトー 会議室  
広島市中区大手町1-6-2 MDX広島ビル 5階

会費：当分無料

テーマ：最新のWebマーケティングツール

内容：(1) YouTube 活用法  
(2) LINE@活用法  
(3) Web 集客ワードプレス活用法

講師：ブレインオブブレイン(株) 取締役 徳永哲也 氏

◆事務局：社会保険労務士法人サトー内 TEL：082-546-2080 FAX：082-546-2081



## 第4回以降の戦略的経営セミナー開催のお知らせ

## テーマ：経営計画の立て方 3回シリーズ

10月26日『経営者に必要な力 経営理念の確立 ビジョンの形成』

11月24日『全体計画と部門計画 中期経営計画の作り方』

12月27日『当期経営計画の作り方 月次への落とし込みと進捗度確認』

◆講師：佐藤克則 広島支部長

◆場所と時間：上記と同じです。

## スタッフ紹介

山本 宏志 (やまもと ひろし)

血液型：O型

趣味：マラソン、書道

今年4月に入所しました、還暦を迎えた新入社員です。

今年3月まで、地元地方銀行及びその関連会社に

38年間勤務し、定年を迎えました。

30年前に取得していた社会保険労務士の資格を活かして、「地元企業が元気になる」お手伝いができるよう努めたいと思っています。

どうぞよろしくお願い致します。



## 人事労務ニュース

●「介護離職防止支援助成金」「65歳超雇用推進助成金」を創設へ(8月24日)

厚生労働省の第2次補正予算案が明らかになり、「介護離職防止支援助成金」「65歳超雇用推進助成金」(いずれも仮称)が創設されることがわかった。前者は、仕事と介護の両立のための職場環境整備に加え、介護休業の取得・職場復帰や介護のための時差出勤制度などを実現した事業主に、後者は65歳以上への定年の引上げ、定年の廃止、希望者全員を対象とした66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した場合に助成される。

## 社会保険労務士法人サトー 広島事務所

730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル5階

月～金 9:00～18:00

電話：082(546)2080 FAX：082(546)2081

## 社会保険労務士法人サトー 東京事務所

101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6階

月～金 9:00～18:00

電話：03(5829)8982 FAX：03(5829)8983